

令和2年第4回

# 小中学校組合議会定例会会議録

開催日 令和2年11月9日

南あわじ市・洲本市小中学校組合

令和2年第4回 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会

令和2年11月9日（月）

午前10時00分 開議

議事日程（第1号）

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1. |        | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2. |        | 会期の決定   |
| 日程第3. |        | 諸般の報告   |
| 日程第4. | 承認第1号  | 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正<br>予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第5. | 認定第1号  | 令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入<br>歳出決算の認定について               |
| 日程第6. | 議案第22号 | 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正<br>予算（第3号）                   |

## 会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 会期の決定
- 日程第3. 諸般の報告
- 日程第4. 承認第1号
- 日程第5. 認定第1号
- 日程第6. 議案第22号

出席議員（10名）

1 番	小嶋耕造君	2 番	木戸一善君
3 番	間森和生君	4 番	近藤昭文君
5 番	小野章二君	6 番	多田宗儀君
7 番	長尾重信君	8 番	土井巧君
9 番	小島一君	10 番	太田康文君

欠席議員（0名）

事務局出席職員職氏名

教育総務課長	中村尚之君
教育総務課係長	佐々木友美君
教育総務課主査	野上典子君

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	守本憲弘君
副管理者洲本市長	竹内通弘君
副管理者南あわじ市副市長	馬部総一郎君
小中学校組合教育長	浅井伸行君
洲本市教育長	本條滋人君
会計管理者	河井達雄君
教育次長	仲山和史君
教育次長補兼学校教育課長	大住武義君

午前10時00分 開会

○議長（太田康文君） 定刻になっておりますので、開会させていただきます。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。本日、令和2年第4回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会が招集されましたところ、議員並びに執行部各位には公私何かと御多忙のところ御出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げます。

さて、本日付議されます案件は、令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和2年度一般会計補正予算等の3件であります。議員各位には慎重御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

#### 管理者挨拶

○議長（太田康文君） 続いて、管理者守本憲弘南あわじ市長より挨拶がございます。

管理者。

○管理者（守本憲弘君） おはようございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

令和2年第4回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙にもかかわらず御参集いただきまして心から感謝を申し上げます。

この場を借りまして、3点ほど学校の状況の御報告を申し上げたいと思います。どれも新型コロナウイルス感染症の関連でございます。

1点目は、ICT機器の導入でございます。広田小中学校におきましては以前より比較的熱心にICTの活用型の授業に取り組んでおるところでございますけれども、このたび国のGIGAスクール構想を受けまして、緊急時でも全ての子供たちの学び

を保障するという事で7月補正で御承認をいただきました予算に基づきまして、令和2年中にLTE対応のiPad320機を導入をするということで、令和3年1月からの運用を目指すという方向で進めておるところでございます。こうしたICTの導入によりましてこの緊急時のみならず、様々な新たな発見ですとか、あるいは探求心を引き出すことを期待をいたしております。

2点目でございますが、スクールサポートスタッフの導入ということでございます。新型コロナ対応策ということで、学校の消毒ですとか、あるいはまた様々なイベントの設営等につきましてもかなり手間がかかるというものになっておりますので、スクールサポートスタッフ3名を導入をいたしまして、その支援に当たっております。6月から来年3月までの当面の予定でございます。

3点目でございますが、学習指導員の導入でございます。この春、長く休校がございました。その期間中の補習等を含めまして現在学習指導員2名を追加配置をいたしまして、特に子供たちの基本的な知識の指導を中心に現在活動を行っておるところでございます。これにつきましても、6月から来年の3月までという予定で進めておるところでございます。

引き続き、子供たちに安全・安心な学びの場を確保するという事でしっかりやっていきたいというふうに思います。

さて、本日御提案を申し上げ御審議いただきます案件は、先日御送付申し上げましたように令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和2年度一般会計補正予算等でございます。何とぞ慎重かつ適切な御審議を賜りまして御賛同くださいますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（太田康文君） 管理者の挨拶が終わりました。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。よって令和2年第4回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

直ちに日程に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田康文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第2条の規定により議長より指名します。1番、小嶋耕造議員。2番、木戸一善議員にお願いします。

### 日程第2 会期の決定

○議長（太田康文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田康文君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（太田康文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

第3回臨時会より本日までの会議規則第2条の規定による議員派遣については、お手元に配付の報告書のとおりであります。

#### 日程第4 承認第1号

○議長（太田康文君） 日程第4、承認第1号 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（仲山和史君） ただいま上程いただきました承認第1号 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本予算は、組合立広田小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る必要経費とそれに対する補助金等の計上でございます。

緊急を要したため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

同条第3項の規定によりこれを報告して承認を求めるものでございます。

それでは1ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,763万円とするものでございます。

続きまして4ページをお開きください。まず歳入でございますが、今回補正しております新型コロナウイルス感染症対策経費の400万円につきましては、2分の1が国庫補助金で残る2分の1が組合負担となっております。つきましては1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、分担金で200万円と、3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、教育費、国庫補助金で200万円をそれぞれ補正増しております。

なお、分担金では令和2年度の地方交付税と児童生徒数を基に全体の必要経費を精査した結果、南あわじ市で213万4,000円の増、洲本市で13万4,000円



の減となっております。

続きまして5ページの歳出を御覧ください。3款、教育費、2項、小学校費等、3項、中学校費の1目、学校管理費で、それぞれ200万円を補正増しております。

これらは全て学校再開に伴う新型コロナウイルス感染症対策及び学習保障等に係る消耗品、備品購入費などの必要経費となっております。

以上、簡単ではございますが、承認第1号 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることにつきましての提案説明とさせていただきます。

慎重御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（太田康文君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんでしょうか。

間森和生議員。

○議員（間森和生君） 5ページのところですけれども、今回の補正は全て新型コロナ感染症対策ということでの内容ですが、1つ具体的にお伺いしたいのですが、需用費の中の消耗品費、これは一体どういうものがこれに当てはまっているのか、購入されたのか。さらに備品というふうになっていますので、80万円小中それぞれ入っていますが、この備品は何を購入されたのか、その2つ教えてください。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） お答えをさせていただきます。

まず需用費の消耗品でございますが、これにつきましてはマスクあるいは手指消毒の消毒液等の購入費でございます。消耗品費でございます。

備品購入につきましては、空気清浄機を購入するための費用でございます。

○議長（太田康文君） 間森和生議員。

○議員（間森和生君） 空気清浄機は各教室に配置するものなのか、それともどこか体育館とかなのか、その辺は分かりますか。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 空気清浄機につきましては各教室に1台配置をさせていただいております。

○議長（太田康文君） その他、質問等ありませんでしょうか。

小野章二議員。

○議員（小野章二君） 同じく5ページでお願いしたいと思いますが、車借上料は小中学校とも10万円が計上されておりますが、これは小学校あるいは中学校ともに1台ということは2台分なのか、それとも1台でトータルで20万円は要るのかということでありまして、車の借上げということにつきましては、これはコロナの関係で増車したのか、ということなんですよね。既に車が何台か分かりませんが、確保されていたんじゃないかなと思ったりはするんですけど、その辺の車の借上げについての御説明をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 車借上料につきましては、今議員おっしゃられたとおり、もともと借上げというので計上しております。ただ、このコロナ禍の中で例えば中型車を借上げしとったのを3密を回避するために、密にならないようなことにしようということでそれを2台にしたと、増車したというような部分で今回計上をさせていただいております。

○議長（太田康文君） 小野章二議員。

○議員（小野章二君） ありがとうございます。

○議長（太田康文君） ほかに、質疑等ございますでしょうか。

質疑がないようですので、これで質疑を終結します。

これより討論を行います。通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は起立によって行います。

承認第1号 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2

号)の専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(太田康文君) 起立多数であります。

したがって、承認第1号 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定しました。

## 日程第5 認定第1号

○議長(太田康文君) 日程第5、認定第1号 令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長(仲山和史君) ただいま上程いただきました、認定第1号 令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見をつけ、議会の認定に付するものでございます。

事業及び決算の概要を御説明申し上げます。本年度につきましても次世代の人材を育てる教育を基本目標に7つの重点課題をかけた、自立した社会の一員としての基礎を培う場として確かな学力や学ぶ意欲、共生する豊かな心の育成を目指しました。

大きな施設改修につきましては、広田小学校ブロック塀改修工事、広田中学校屋内運動場の床研磨工事や屋根防水工事などを実施いたしました。

こうした結果、令和元年度一般会計決算額は歳入総額1億3,865万7,358

円、歳出総額1億3,134万851円。歳入歳出差引額731万6,507円となっています。

なお、決算にかかる歳入予算に対する収入割合は78.3%、歳出予算での執行率は74.2%となっています。

決算書の5ページ、6ページをお開き願います。事項別明細書で御説明申し上げます。まず歳入でございます。1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1億2,584万7,380円でございます。分担金につきましては学校基本調査の児童生徒数により案分し、南あわじ市が1億1,345万9,730円。洲本市が1,238万7,650円でございます。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料、38万5,400円。広田小学校、広田中学校の体育施設使用料でございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、10万7,000円でございます。内訳は小学校の特別支援教育就学奨励費補助金、3万9,000円。中学校の要保護生徒援助費補助金、6万8,000円でございます。

4款、県支出金、1項、県補助金、129万円でございます。内訳は小学校体験活動授業補助金、60万円。トライやるウィーク推進事業補助金、30万円。わくわくオーケストラ教室バス利用補助事業補助金、3万9,000円。スクールソーシャルワーカー配置事業補助金、19万7,000円。プロから学ぶ想像力育成事業補助金、5万円。部活動指導員派遣事業補助金、10万4,000円となっております。2項、県委託金、10万5,976円、ひょうごがんばりタイム事業委託金でございます。

5款、寄附金については収入がございません。

6款、繰越金、508万7,620円。前年度繰越金でございます。

7ページ、8ページに移りまして、7款、諸収入、1項、雑入、33万3,982円でございます。日本スポーツ振興センター保護者負担金、雇用保険個人負担分、小学校に設置しております太陽光発電の売電代などが主なものでございます。

8款、組合債、550万円。義務教育施設整備事業債でございます。

次に歳出でございます。9ページ、10ページをお開き願います。

1款、議会費、77万1,420円でございます。定例会2回、臨時会1回にかかる経費、議員報酬が主なものでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、57万505円でございます。非常勤特別職の報酬、例規集の加除費用が主なものでございます。2項、監査委員費、7万円、委員報酬でございます。

3款、教育費、1項、教育総務費、1目、教育委員会費、74万9,970円。教育委員報酬が主なものでございます。2目、事務局費、2,135万3,391円。事務局職員人件費負担金が主なものでございます。

11ページ、12ページをお開き願います。3目、教育振興費、3,494万8,937円でございます。小中学校特別支援教育支援員賃金及び児童生徒に係る各種検査委託料、ICT環境整備事業、パソコン等調達業務に係る電算関連借上料、小中学校就学援助費が主なものでございます。2項、小学校費、1目、学校管理費、2,302万4,083円でございます。11ページから14ページにございますように、小学校の臨時職員の人件費、学校施設の維持管理等に係る経費が主なものでございます。2目、教育振興費、863万4,036円でございます。13ページから16ページにありますように、教材用備品購入費、外国人講師招致事業負担金、小学校体験活動事業補助金等が主なものでございます。3項、中学校費、1目、学校管理費、1,902万7,735円でございます。中学校の臨時職員の人件費、学校施設の維持管理等に係る経費が主なものでございます。

17ページ、18ページをお開きください。

2目、教育振興費、710万639円でございます。教材用備品購入費、外国人講師招致事業負担金、トライやるウィーク推進事業補助金等が主なものでございます。

4款、公債費、1,509万135円でございます。長期借入金償還元金、長期借

入金償還利子でございます。

5 款、予備費でございますが、これについては支出はございません。

19 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額、1 億 3, 865 万 7, 000 円、歳出総額、1 億 3, 134 万 1, 000 円、歳入歳出差引額、731 万 6, 000 円で、実質収支額も同額でございます。

次に 20 ページの財産に関する調書を御覧ください。土地及び建物等に増減額はございませんので、前年度末現在高がそのまま決算年度末現在高となっております。

なお、決算内容の調査につきましては、別添附属資料を御覧いただきたいと存じます。

以上で簡単でございますが、認定第 1 号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議のうえ、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（太田康文君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は区分ごとに行います。まず、監査委員の決算審査意見書と決算書の歳入で、5 ページの 1 目、分担金から、8 ページの 1 目、教育費に関わる部分で質疑ございませんでしょうか。

長尾重信議員。

○議員（長尾重信君） 議長の御指名をいただきましたので 1 つ確認をさせていただいたらと思います。

歳入の諸収入の雑入の分でございますが、その中で尿検査委託料返還金という、2 万 4, 750 円上がっているところでございますけども、この尿検査につきまして、返還金が伴ったという理由と、それから尿検査そのものはいつ検査されたもので、支出は検査後が支出かなと思いますが、検査後の支出であれば返還金が発生しないかなど、これは勝手に解釈した質問ではございますけども、その点につきまして、もし御回答の中で年度区分、今年のか過年度分という部分につきましても教えていただ

けたらと思います。

○議長（太田康文君） 答弁。教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 申し訳ございません。細かい資料を今持ち合わせてなくて、現年度分なのかっていうのは今ここでは分からない状況なんですけど、恐らくですが一旦支出したものをまた返還をしておるのだらうと、ここに上がってきておりますので、支出は1回したものをまた返還する必要が生じたためだと認識をしております。

○議長（太田康文君） 長尾重信議員。

○議員（長尾重信君） 今次長のほうから支出したものを返還されたんだらうというお答えでしたけども、あくまでそれでなかったら返還金は発生しないわけですので、少し回答にはなっていないかなというふうに思います。

これも私個人の解釈かも知りませんが、返還金というものの発生につきましては現年度でもしあるならば、歳出戻り入れ処理するのが財務の中での処理だろうと思います。雑入で受けるということは過年度で支出された分が返還金という形で歳入したということかと思われまふ。その観点から次長さんが何年度か分からないということでしたので、その点につきましては確認をいただいて、もし現年度であるならば処理的なものを再度、ほかの部分についても検討いただいて適切な処理をお願いをいたしたいと思ひます。以上です。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 大変申し訳ございません。今御指摘のとおり確認をさせていただきます。適切な処理をするように心がけたいと思ひております。

○議長（太田康文君） ほかに、質疑ございますでしょうか。

では次に歳出について、9ページの1目、議会費から、12ページの3目、教育振興費に関わる部分で質疑ございませんでしょうか。

間森和生議員。

○議員（間森和生君） 12ページのところの教育振興費の13節のところですけども、

委託料というのがありますが、予算減額では447万5,000円という予算減額上がってるわけですが、執行率で言いますと121万9,000円ということで、かなり執行率低い。不用額が325万円という状況になっています。

この委託料のところでも6つほど上がっているわけですが、実際にこの予算と比べて支出が非常に少ないということですから、状況がちょっとよく分からないんでね。

この委託のこの事業はどうだったのか、そのあたり明らかにしていただきたいと思っています。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） このたびの決算につきましては、全体的に執行率が低うございました。といいますのも、これにつきましては1人に1台、ICT端末を整備するというGIGAスクール構想事業におきまして、当初は校内LANにて整備をすることにしておりましたが、いろいろ内部で検討した結果、LTEへの変更ということ、またコロナウイルス感染症の影響等によって、大幅な計画変更というのが必要になってきました。その部分で本来、令和元年度にするべきものが繰越し等もございまして令和2年度にいった部分、それに伴う委託料が執行できなかったというところでございます。

○議長（太田康文君） 間森和生議員。

○議員（間森和生君） と申しますと、結局この6項目ありますね。特に1番目から5番目までは健康診断に関わる非常に重要な問題ですし、6つ目はICT環境整備ということになってますから、主にこの不用額生じた分は、このICT環境整備の事業委託というふうに考えていいのかどうか、その辺についてはどうでしょう。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 今議員おっしゃられたとおりでございまして、ICTの部分で未執行があったということでございます。

○議長（太田康文君） ほかにございますでしょうか。



木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 教育長さんの交際費について本日私、最終質問とさせていただきます。歳出決算の総額の中で、教育長さんの交際費以外で例えば校長会の負担金等、飲食、酒代の支出っていうのはこの中でありますかという質問。

ただし、これは13ページ以降にも該当するかと思うんですけども、次のステップの問いかけにも該当すると思いますんで、この場の質問では総括的にはなじまないかなというふうに思いますけども、ただ意味合い的には私やっぱり飲食、飲み食いという、すみません、表現は悪いですけども、そこを非常に重要視してございまして、意味合いから言うとこの場で質問させていただくというのも妥当なんかなというふうに判断してございます。

それがまず1点と、関連づけて前回の御答弁で、教育長さんの交際費というのは市長さんの交際費の支出基準に基づいて運用しているという御答弁いただきました。それは市から独立している教育委員会の教育長さん自身の支出基準は、ないっていうことなんですかね。市長さんの基準を運用しているっていうことは、教育長さん御自身の、要は市から独立している独立団体であるにも関わらず、教育長さんのその基準っていうのは持ち合わせてないんですかねっていう、これ関連質問になるんですけども。

ならば、市長さんの基準に基づいて運用しているっていうその趣旨ですけども、誰が、どなたが御判断されたんでしょうかっていう質問。判断した者がいない、分からないということであれば、やっぱり最高責任者である教育長さん、要は市から独立していることですからね。最高責任者である教育長さんが御判断されているのかなっていうふうに私解釈しているんですけども。

その点を御質問させていただきます。毎回御答弁のもれがございまして、時間が限られておる中で再度確認させていただきます。これ教育長さんへの御質問ですのでね。要は、教育長さん以外でその飲食等、飲み食いされているっていう支出ってほかにないですかね。例えば校長会の負担金であるとかというところですよ。市長さん

の交際費の支出基準に基づいていますよという、じゃあ基づいていますよということ  
は教育長さん自身のそういった支出基準はないということですかねという。ないとい  
うことであればどなたが市長さんの基準に基づいて運用するべきだと御判断されてい  
るんですかねっていうこと。判断した者がいないということだったら、教育長さんが  
最終的に責任を負って御判断されているということで私解釈させていただいてよろし  
いのですかという、以上でございます。まず質問1です。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 前回も御質問に対しての答えもさせていただいております  
が、市長の交際費支出基準に準じてやっておるといところなんですが、一応教育長  
の交際費の支出基準表というのが教育委員会内にございます。それに基づいての支出  
をしておるといことがまず第一点でございます。

それと、どのような支出があったのかということでございます。令和元年度の決算  
で申し上げますと、近畿都市教育長会議の交流会の負担金、あと南あわじ市連合PT  
A総会の懇話会の会費、全淡小中学校の退職校長会の送別会の寸志、淡路地区教育長  
会議懇親会の会費、全淡小中学校校長会懇親会の会費が全てでございます。

それにつきましてもその飲み食いというのはいかがなものかということございま  
すが、支出等の判断基準に当たりましては目的であったり内容、会場、人数、出席者  
の社会的地位、立場等々を検討した中で社会通念上、妥当性があるというふうに判断  
されたものに対して交際費を支出しておるといことで、支出基準に基づいて適正に  
執行されていると事務局は認識をしてございます。

○議長（太田康文君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 私、本日最終回の質問というふうに考えてございますので、更  
問についてはもう質問は差し控えます。

2点目の質問としてお願いします。退職校長会の送別会っていうのは職務上関係の  
ない個人的なものというふうに私解釈してございます。その上で飲食、酒の飲み食い

を税金で支出っていうのも、これもいかなものかと、今の御時世に見合わないというふうに私考えてございます。元中学校長さんの香典代分、これも論外違うかなっていうふうに思っております。その他教育長会議の懇親会や、小中学校の校長会の懇親会等々、そういった交際費の大半っていうのは飲み食いじゃ、大半じゃないかも分かりますけど。それも飲食、酒も含めてじゃないですかっていうこと。

最後一番言いたいところなんですけども、前回の御答弁で、これ教育長さんが御答弁いただいた内容なんですけども、社会通念上適正と判断しているっていうふうに言い切っておりますので、これはもう最終的に教育委員会さん、教育長さんの御判断というふうに私受け止めました。その上で、その回答なんですけども、それを教育行政をつかさどるトップの方が保護者、子供たち、はたまた一般の納税者の方に胸を張ってそれ妥当と本当に言えますか、という質問なんですけども。その場が来たときに、それ改めて本当に言えますかっていうこと。言っていただいて結構なんです。それが妥当というふうに判断されているのであれば、いやそれはもう自信もって言えますよっていうことも、それは結構です。この場で議論してももう平行線になりますのでね。

それを最終、教育長さんお返事をいただければありがたいですけど。

○議長（太田康文君） 学校組合教育長。

○小中学校組合教育長（浅井伸行君） 今までの趣旨、それから答弁と同じような趣旨になろうかと思っておりますけども、飲食をもって全てそれがだめだというふうな判断は当然しておりません。今までの議論、様々な飲食については議論がありました。そういうふうな中で先ほど次長のほうから説明させてもらったように、ある一定の線を教育委員会としてつくって、それを基に判断してるということでもあります。

飲食に関してはいろんな意見があろうかと思っておりますけども、様々な場面を通して校長会、PTA、その他の方々と意見交換するっていうことは非常に重要なことであるというふうにも考えております。以上です。

○議長（太田康文君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 3点目の御質問に移ります。

前回の答弁で教育長さんの回答として、私申し上げました例をとって言いましたですけどね。○○委員会。これはね、洲本市の農業委員会の件です。私、農業委員じゃなくて農業推進委員というのをさせていただいて、その公文書を一例として前回か前々回の本会議で例示としてお話させていただきました。その中で教育委員会委員長とは同じ、これ教育長さんの御答弁ですけども、同じ特別職であってもどういう職責に当たっているかによって変わってくると思っておりますというのが、これ教育長さんのお考えですね。

私、その心をというのはい体何かなって考えたんですけども、それやっぱりその辺に転がっている委員会とはちょっと教育委員会は違いますよと、そういうふうに私受け止めました。つまり、そういうことなんですけども、私ね、教育委員会っていうのは何で独立しているのかなっていうのは、やっぱりそのときの行政、市なら市の行政、国なら政権ですけども、そこは教育行政っていうのは普遍的なものがあるから、やっぱり独立させておかないといけないですよっていうのが、そこの教育委員会の精神としてまずあると思うんです。で、そういった独立した機関となっているだけであって、ただしじゃあその独立した機関でないならば市の中に存在してても私ええんかなと思う。要は総務部であるとか企画部であるとか、産業建設部であるとか。

そうすると、私ちょっと失礼な言い方になるかとは思いますが、そこに教育部っていうのもあってよしかないと。いやそれ、あるっていうのがよしとは言わないですけど、要は何が言いたいかと、申し上げたいかという、部長さんクラスっていう職責から考えると、部長さんクラスっていうところの職の重さを担ってるのかなというふうに思う。というのも、要は教育長さんとはいえども独立した重要なポストではあるんですけども、市長さんから任命されてる。私、市長さんの交際費云々言うつもりは毛頭ございません。市長さんは選挙人です。一般の市民から選挙をやって戦って選ばれた人です。しかも市の中の全ての行政を所掌している一番トップの方ですんで、

それはいろんな交際はあるでしょうと。いろんな交際費があるでしょうと。飲食伴うのもあると思いますけども、私、そこは問題視はしてないです。

だけど、特別職の公務員である教育長さん、しかも学校教育のトップを務められている教育長さんが酒の飲み食い、校長会の送別会で。それ以上申しませんがね。それがいかなもんかなというふうに私は思っています。

そういった中で、これはこの場で議論してももう平行線だというふうに私思っていますので、これをもって最終の答弁として次回からは一切しないというふうに考えています。そういった中で、総括としていま一度教育長さん、今まで発言されたお答え、御答弁は本日も今後も変わらないですかっていうところを、いま一度教育長さんに聞かせていただきたい。改めて引き続き参考までに、ここにせつかく洲本市の教育長さんも出席していただいていますので、洲本市の教育長さんからも、洲本市の教育長としての私はかように考えていますっていうところを参考までに聞かせていただければと思います。以上3点です。

○議長（太田康文君） 学校組合教育長。

○小中学校組合教育長（浅井伸行君） 基本的な考え方は先ほど答弁させてもらったとおりです。あと、その独立性というふうな話ですけども、これはいろんな考え方があろうかと思いますが、教育委員会制度に基づいてしっかりと教育行政やっているといるように思っています。

また、これからの話になりますけども、いろんな意見をいただきながら教育委員会の中、取組等については検討していくということになろうかと思っています。これは今回のことに限ったことじゃなしに、様々な部分で意見をいただきながら変えていく部分は変えていくことだろうというふうに思っています。

○議長（太田康文君） 洲本市教育長。

○洲本市教育長（本條滋人君） 洲本市教育委員会の教育長、本條です。なおかつ、小中学校組合の教育委員の立場でお答えをさせていただきます。

基本的には、小中学校組合の教育長は浅井教育長です。だから内規の部分は教育委員会のその中で行われると解釈します。洲本市については洲本市の内規の中で運用しているところがございます。以上でございます。

○議長（太田康文君） ほかに質疑ありますか。

長尾重信議員。

○議員（長尾重信君） 11ページ、12ページに当たります、教育振興費の中で特に突出しておる15節の工事請負費で2,870万円の不用額ということで繰越明許費が570万円という決算になってございます。先ほど次長のお話でしたら、事業の変更をしたという話だったと思いますけども、具体的に私理解できなかつたもので質問をさせていただきます。

この事業につきましては、令和2年2月の議会で補正第2号で校内ネットワーク事業ということで整備しますよということで、金額が3,740万円上げられたかなと思います。この事業をその当時2月に上げたときはどういう事業取組、内容でされてたのかなというように思います。3月の段階でその金額から今回上がっています570万円の工事額と、事業変更をおこしたということかと思えますけども、その1カ月余りで事業変更をおこすということは、そうなりますと2月の段階でどういう事業計画をされとったのかなという疑問の部分があります。あまりにも短期間での変更ということでございます。これは小中学校組合だけでないかも分かりませんが、その辺どういふことで変更されたのかなというように1点お伺いします。

またもう一つは、先ほど言いました2月に補正上げたときには私のほうの解釈ですけども、県のセンターを利用したネットワークを構築しようかなということで計画されたんかと思えますし、また期間等についても国の補正が1月頃だったかと思えます。それによってこの事業が取りかかるということで、すぐさま目の前にもう3月ということがあって、事業を精査する時間がなかったという部分も考えられますけども、あまりにも短い間での金額の変更ということがあったもんですから、それでセンター

方式ということになりますとセンター集約型のネットワーク構築ということになるのかなと思いますけども、これにつきましては先ほども言いましたように、国の補助基準等におきますと、校内の情報環境の構築という部分については補助金を出しますよと。ただし校内外の分についてはだめですよというような記述が私の目に入りました。

その際に変更した理由として、校内LANだけで十二分に機能を発生したんかどうかというのが疑問に1つ思ったわけですけども。といいますのも、この南あわじ市だけでも小学校が15、中学校が6校、高校が1校というような形であります。それが県下になりますと大変大きな構想になると。また生徒さん、児童さんというのは授業そのものが限られた時間内で集中することが考えられます。そうした場合に果たしてそのネットワーク構築する上での回線、そういうものが持つんかどうかというのが、先にセンター方式を考えたときには上がってきたはずだろうと思うわけですけど、それを考えられたかどうか、お聞かせいたしますが2点目でございます。

そこでもう1点は、この繰越しをされているわけですけども、繰越しは国のほうに承認を求めなければ繰越しできないかなというふうに思います。ただ先ほど言いましたように3,740万円の事業費から570万円に1カ月の間に変わったということの中で、国の繰越しの承認がそう短い間でできたんかどうかっていうのは一つまた疑問に挙がってきましたので、すみませんが、その3点御回答いただけたらと思います。

○議長（太田康文君） 教育次長。

○教育次長（仲山和史君） まず1点目の2月に補正予算をした中で3月にすぐに変更があったというところでございます。これにつきましては、やはり国のほうの考え方もございまして、コロナ禍の中で1人1台というか、そのICT環境を早急に整えようというようなことがありまして、補正予算がついてきたという部分でございます。

議員指摘のように、いろいろなことを細かいところまで検討する暇がなかったというのが、これももうまず事実な部分でございまして、当初は校内LAN整備というような形でもっていこうというところで進めておったんですが、やはり家庭での学習を考

えたときに校内LANの整備だけでは追いつかない部分があるなというところもございまして、LTE端末にしますと家庭でも接続が可能という部分もございます。コロナが長引くという、そのときの予測もございましたので、家庭環境の中でも端末が使えるような状況も勘案した中で、やはりLTEを採用するのがいいのではないかとというような結論が出まして、短い間でございましたが変更をかけていったというところでございます。

またこの繰越し承認につきましても、やはり国のほうも早急な予算配分というの御理解をいただけておりましたので、承認のほうも手続もきちっとできたというところでございます。

○議長（太田康文君） あと、回線がもつかどうかという質問についてはどうですか。

教育次長。

○教育次長（仲山和史君） LTE回線に変えましたところ、いろんな今業者もプロポーザルで決めておるんですが、その中で十分つながるとい御意見はいただいております。もしつながりが悪いような状況であればその回線を増幅するような手続というか、そういう増強策というの取っていただけるというようなことを確認はしてございます。

○議長（太田康文君） 長尾重信議員。

○議員（長尾重信君） 今、次長のほうから変更の理由等をお聞かせいただいたんですけども、私が1点先ほど申し上げましたように、当初2月の段階でどういう事業を扱ってたか、校内のLANでの整備ということだけでしたけども、その整備の際に県のセンターを使った集約型で計画されておったかどうかという部分ですけども、もし先ほど言いましたように、それで使ってた場合には最後に御答弁いただいた回線の問題という部分が発生するのかなと思ったんですけども、それで期間がないのは分かりつつですけども、どういう計画で2月に上げられて、3月の段階でLTEに変更されたら、これは家庭の環境も整えるという部分も含めてかと思えますけど、それは同じ効



果を得られて家庭でも利用できるという部分についてはより効果あるのかなと思いますので、それには何も言うことありませんが、ただ当初の計画が果たしてそれでよかったのかなという部分で質問させていただいた分です。

○議長（太田康文君） 2月の計画を具体的にもう一度言ってください。

教育次長。

○教育次長（仲山和史君） 2月時点では、LANということで県の配線というのほうちは使わない予定でございました。一般のところから出ておるいろんなアプリがありますので、どのアプリを使うかというところまでは実のところをきちっと決めてなかったというのが事実でございますが、できるだけ使い勝手のいいというような部分で、当然指導する側の先生についていく技量というのもございますので、そのいろんな使いやすさであったり子供らの理解が深まるようなソフトであったりと、そういう部分も今後はいろいろ考えていきたいと思っておりますが、その時点ではそこまでがきちっと決まらなかったというのが事実でございます。

○議長（太田康文君） よろしいでしょうか。長尾重信議員。

○議員（長尾重信君） 分かりました。あくまでも税金等を使用する中でございますので、最小の自己資金といいますか金額で最大の効果を上げると、そういう意味では同じ効果が期待されるという部分で変更されたということにつきましては理解いたしましたので、これで終わります。

○議長（太田康文君） ほかにございませんでしょうか。

では次に11ページの1目、小学校の学校管理費から16ページの上の段までの2目、教育振興費に係る分で質問等ございませんでしょうか。

木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 引き続きですけども、今回最終の御質問させていただきます。

緑霊苑の管理費の件でございます。まず質問させていただく前に私なりに頭の整理をした前置きの部分を少しだけお話させていただきます。

私この件については少しマニアックな専門的な内容が絡んでると思いますので、あえて事前に1年前の11月議会でちょっと期間を、間を置いたってという意味がござい  
ます。要は2月議会でやっぱり同じ御答弁されるのであれば、2月議会で再質問させ  
ていただきますよと。その間によく調べとってくださいというふうに、ちょっと前置  
きしたところがございます。そういった中で今年の2月議会でもやっぱり市長さん含  
めての御答弁内容っていうのは全然論外のところ、これは私勝手に解釈した部分です  
けども、やっぱり明後日の方向を向いている御答弁っていうのが全てだったかなとい  
うふうに思っております。

管理者サイドさんが調べた法的根拠、やっぱり私直球を全て投げてござい  
ますので、それに対してせめてホームランでなくたって、ポテンヒットぐらいは打ってほしいか  
なという思いでもって、2、3カ月の期間をとっていただいて法的根拠で返してい  
ただければありがたかったかなというふうに思っていましたけども、やっぱりファウ  
ルフライで終わっていますというところで、全くの期待外れをしてござい  
ます。

本日、私の法的根拠っていうのを整理して、ちょっと前置きですけどもお話させ  
ていただきます。緑霊苑の管理費、これは小学校用地が必要になったのでそこにもとも  
とあった共同墓地が公共補償として対応しますよというところがもののスタートなん  
です。

じゃあ公共補償っていうのは一体何ぞやというところが、これ私関係するような基  
準であり要綱であり法律でありっていうのを全て調べてみました。もののスタートっ  
ていうのは日本国憲法から始まってござい  
ます。この緑霊苑の管理費というのは。日  
本国憲法の29条の第3項、私有財産は正当な補償のもとに、これを公共のために用  
いることができる。要は正当な補償をしたら公共の用に供しますよと。強制的にやる  
としたら、事業執行とかいうそういう形もありますけども、そこまでしなくたって一  
般の任意交渉でやれる話なんですね。それがまずスタートなんです。ですから、いろ  
んな法律の根源はというと、まずこの日本国憲法の第29条3項、ここからスタート

してございます。

その次に、これを受けて公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱、これ昭和37年6月、これが閣議決定されてございます。この昭和37年っていうとどうかっていうと、今回学校用地で共同墓地が移転したっていうのは昭和40年代の初頭ですわ。だからこの閣議決定いうのも日本国憲法っていうのも、当然該当されるべき話であって、この法律ができる以前の話ですからっていうことは成り立たない。ここをまず1点申し上げておきたいところでございます。

じゃあこの閣議決定された損失補償基準要綱、この要綱に基づいて同じく同年昭和37年、閣議了解されてございます。公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について、それを受けて昭和37年10月、公共用地の取得に伴う損失補償基準、これが用地対策連絡会決定がされてございます。翌年の昭和38年、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則というのがございます。その細則の中にはさらに細かく見ていけば、運用であるとか基本的な解説、物の考え方はこうですよっていうのが全て書いてございます。民法っていうのはちょっと私割愛させていただきましたですけど、当然民法の精神論もこれに基づいてます。こんだけ分厚い書類ですんで、ここで一字一句私読み上げるのはもう控えます。時間の関係もございましてね。

それが前置きでございますわ。そういった前置きの中で、まず第1点目の質問1なんですけども、霊苑に支払っているのは明らかに霊苑の管理費であると。これは前回教育長さん御自身が発言されてますんで、それはそうでしょう。管理費なんですよ、使用料じゃないんですよ。墓地1基当たり3,000円。3,000円かける46区画ございましたら、大体15万円ぐらいになりますし、それもそうなんです。私南あわじ市さんにも電話で問い合わせしました。霊苑の管理費の3,000円、中身どんなんですかっていう。清掃費です、草刈り費ですと。共有部分のものが壊れたときの維持補修費なんですと。水道代も入ってございます。これら全部押しなべて3,000円の管理費いただいていますって。だから使用料じゃないんです。管理費なんです。

そういったところがございます、これは前回の御答弁、今年の2月、霊苑管理負担金ということで14万5,000円を上程してございますと言って御答弁していただいておりますので、それはもう確かなんだろうと私思います。

本件について質問し出してから、途中から使用料というふうに、これ議案書の中で使用料って書いて書いていますけども、その心、その意味っていうのが全く理解不能ですわと。何で正しいものをわざわざ名称変更しているんですかねって。それは質問の中に入っていますけども、御答弁結構でございますよ。で、質問1の中で本当に質問したい点なんですけど、前回の市長さんの御答弁、霊苑使用料というのは組合が市に払っているんであって、それはその墓地の場所を確保するための費用であって、補償の一端ではないって言って御答弁されてます。

事務方の答弁では過去の協議書では永代使用料として25万円を払っていますと。最初の1回ぼっきりでね。永代使用料として25万円払っています。これが正しく場所の確保なんです。永久にその墓地を使用するという、それが永代使用料なんです。だから毎年毎年払ってる使用料、場所確保するためっていう市長さんの御答弁というのは、全く論外というか180度違いますよというところを私申し上げたいです。

そういったところでございます。で、事務局答弁では年間の維持費として当時1区画3,000円払ったというところ。それが毎年、未来永劫ずっと今も続いている。今後100年、1,000年たってもこれが続くという。ここが問題なんですよね。

市長さんの答弁では場所確保のために使用料云々っていうところ。それは永代使用料で払ってるというところですから、全然矛盾してございます。この矛盾っていうのは市長さん、市長さんの御答弁前回いただいたので、その点は質問として市長さんどうですかっていうところが質問の1点でございます。

○議長（太田康文君） 管理者。

○管理者（守本憲弘君） 私が正確にどういう文言でお話したかというところまでは、正直申し上げまして記憶しておりませんが、私が申し上げた趣旨は、この小学校を運

用するに当たって、そのときにその場所にお墓を持っておられた方に土地を提供していただかなければならない。その代替案として市が、当時は町ですけれども、御提案をしたのが代替墓地、公共用の墓地に場所を確保することであったと。そういうこの交渉のもとで使わせていただいている。それは正当なものであると。それに関する考え方は今も変わりません。

○議長（太田康文君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 2点目の質問でございます。もともとの共同墓地っていうのは、これ想定といえは想定になるかも分かりませんが、例えば40人が共同で固まって墓地を持ってられたと。当然その所有者さんが自ら管理していたと考えるのが妥当だと思っております。その共通の沿路があればその清掃もし、草が生えてくれば草引きもし、汚れてくれば水洗いもし、そういったもし木々、木立があるのであれば木の剪定もし、多分40件があるなら40件の住民の皆さん方がその墓地を所有しておられる皆さん方が自らの手で管理されていたというのが、その当時の事実は分かりませんよ。けどそう考えるのが、そう想定するのが妥当じゃないですか。それ以外何かの方法ってありますか、というところがまず私思ひまして、それがまず前提条件。ならば、緑霊苑に共同墓地を集団移転しました。これ公共補償でも数は多く事例としてございます。それに相当する、もともとあった墓地が住民の皆さん方が自らの手で管理していたものを、それを財産とみなしますか。それを価値とみなしますか。それを何で補償として緑霊苑に管理費として払うんですかっていうところ。そこおかしいと思います。私は思いますという、思っておりますというところでございます。

ただ、ここで一つ、当時、井戸があったのかなかったのかっていう。これは私も当時中学生の1年生ぐらいだったかと思うんですけれども、記憶では自分の解釈の都合のええようにというて見られるかも分かりませんが、確かあそこの墓地には自転車置き場の横に墓地がありましたので、確かそこに井戸はなかったというふうに記憶してるんですけれども、これはあったかなかったかっていう議論はこの場でしても無意味でござ

ございますんで、それは差し控えますけども、仮にあったとすればという、一步踏み込んで仮にあったとすれば、これは井戸っていうのをその場で現金補償するか、いやいやもしくは機能補償として移転先に井戸を掘りますよというのも機能補償。いやだけど、山際の緑霊苑のところで井戸を掘ったところで果たして水が出るかどうかっていうのは、これは公共補償者にとっては非常に悩ましい点がございますので、ならば代わりに水道施設をつくりまして、それを代わりに設置しますよという、それもやり方としてあるんです。それが機能補償の考え方です。

で、じゃあ水道代ぐらいはお支払いしてもいいでしょうということになるわけですけどね。じゃあ年間これ15万円の維持管理費を払ってるから、じゃあそのうちの水道代何ぼかっていって、私試算してみたんです。基本料金は1,100円。水道代は1立米100円ですんで、1カ月46人の墓参者が10立米も20立米も1カ月使わないでしょうという、これは想定の世界ですけど。実際水道料金のメーター調べたらわかると思うんですけどもね。1立米100円としますと、1カ月1,200円なんですよ。1,200円を12カ月かけてその緑霊苑の墓地が例えば全体押しなべて100人いてございますと100分の46という計算になろうかと思えます。そうすると年間7,000円なんですよ、水道代は。片や一方で管理費として15万円払ってるうちの7,000円が水道代なんです。それ以外のところの管理費を何で払うんですかっていう。そういったところももう疑問点としてございます。

そういったところもやはり調べれば調べるほどおかしいところが出てきてございますというところですので、そこもいま一度最初の御答弁として聞かせていただければなというところでございます。これが2点目の質問でございます。

○議長（太田康文君） 管理者。

○管理者（守本憲弘君） 管理者に対する御質問だと思いますので、その井戸の話は私は正直あまりコメントするのが適当ではないと思います。というのは全く仮定の話だということだと思います。

いずれにしても、これはその場所を使わせていただく、それに対して市がどのような措置、対応をするかということで合意をして進めているものでございます。もちろんそれが例えば過大である、あるいは過小であるといったようなことは、まさにこの議会で御議論をいただいたらいいのではないかというふうに思いますけれども、これは過去から御承認をいただいてこういう形で進めている。私どもはそういう了解のもとに今の形で進めておるというものでございます。

○議長（太田康文君） 木戸一善議員。

○議員（木戸一善君） 最後3番目の質問をさせていただきます。

もともとの共同墓地っていうのは自分、自らが管理していたという、先ほどの話なんですけども、井戸の話もあろうかと思えます。ただ井戸の話については、あったなかったという仮定の話では当然答えは出てこないというところがあるかと思えます。そこはやむを得ないのかなというところでございます。そういったところの中で質問の3点、最後ですけども、補償の原則っていうのはあくまでも金銭補償っていうことになってございます。こういった先ほどの法律のところ、基準のところから引っ張り出してきても、水道代を仮に考慮しても未来永劫払い続けるっていう公共補償というのは、これございません。それでそういった中で、大体論点は絞られてきました。もう1つかな。最後もう論点ぎゅっと絞りましたと、絞られてきましたと。かかるころ、管理者さんは何がおっしゃりたいかという、過去約束したからっていうことでしょう。だと私受け止めました。過去住民との約束をしましたから、これ前回の教育次長さんの御答弁でもそう述べてられます。やっぱり住民の皆さん方に無理くり言うてお願いして移転していただいたんで、それをお支払いしてますって。過去の約束事がございます。協定書ございます。その中でそのように明記してございます。後は心情的に言えば、過去約束したんで御無理言いまして移転していただいたもんですから、ということです。そこが究極のポイントというか論点です。残された最後の論点です。

過去約束したからっていうのは、約束は民法上口頭で約束してもそれ有効なんです。

約束っていうと一般的には軽く考えがちですけども、民法上言えば口頭で民同士の約束したって約束なんです。だけど役所が仕事をする上では約束事ではないんですよ。調停なんです。契約なんです。だけど意味は一緒ですよ。当然お互い協定結んで契約結んで、これ民法上の約束事を文書化しただけの話ですから、約束であろうが協定であろうが契約書であろうが、全て一緒なんです。その根底は民法で一緒なんです。過去約束したからっていうのは、それ理由にはなっていないんです。何で理由にならなかったっていうと、これは民法でも調べたら当たり前のことなんですけども、一つ事例的に、違法契約750万円返還命令、地裁判決、南あわじ市守本市長へって、これ皆さん方御存じでしょう、当然ね。当然御存じかと思うんですけども、要は最低制限入札価格と同じ価格で入札しました。入札した直後に市はその業者さんと契約結びましたと。施工計画の契約結びました。そこで約束したんです。だけどその約束事っていうのは違法な約束、契約だったでしょっていうところで、地裁の判決が下りてるんです。そういった契約、約束事を、過去約束したんでっていう論法は法律上成り立たないということなんです。だから間違った違法な契約を、間違った契約をしたならば、申し訳ございません、役所が間違ってしまったっていうって、契約解除させていただきますねって、そうするのが普通です。だからこれ契約解除したんじゃないですか。したかしてないのか私、最後の結末は知りませんがね。だけど何でもそうなんです。それ未来永劫払うっていうことは法的にあり得ないし、その根拠はっていうと、私はこれ全部調べましたですけどね。こんな話を調べるのは1日あればできます。半日あればできます。2、3カ月の猶予期間をもって調べていただいて、それで法的に返していただければ私そこでキャッチボールできるかなと思ってございましたですけども、全くの期待外れでございます。で、出てきた最初の御答弁、今年の2月の御答弁が、先ほど言いましたようなかような御答弁ばかりで、というところがございますよね。そういった補償基準から照らし合わせても、これ憲法からスタートしている話です。間に民法が入ってございます。憲法、民法の精神論を基づいて昭和38年閣議決定さ



れた公共補償の補償基準っていうのがございます。細目もございます。例規集もございます。運用集もございます。解釈論もございます。そういった中で、最終です。今までの御答弁お変わりないですかっていうところ、最終として一言で結構です。市長さん、お聞かせください。ちなみにこれは洲本市の税金も入ってるんです。入ってることになるんですよ。参考までにこの件について洲本市長さんの御意見も参考までに聞かせていただければなというところで、お二方の最終の一言で結構です。御見解くださいというところでございます。以上です。

○議長（太田康文君） 管理者。

○管理者（守本憲弘君） 1点、木戸議員が例示に挙げられました裁判、まだ係争中でございます。

それから私の答弁でございますけれども、憲法の保障の条文というのはもともとこれは私権の私有財産の保護という観点から出てきてるものだというふうに思っております。

したがいまして、少なくとも国は私有財産を使用するときにはこれぐらいのことはしなければいけないと、公共はですね。そういう趣旨が最も大きいものであろうというふうに思います。繰り返しになりますけれども、今回の問題になっているものについては町が契約をし、それを議会が承認をし、その上で運用しているものでございます。その点についての考え方は変わっておりません。

○議長（太田康文君） 竹内副管理者。

○副管理者（竹内通弘君） 小中学校組合の副管理者として、また洲本市長としての答弁をさせていただきます。

今、守本管理者がおっしゃいましたように当時の議会で提案をさせていただき、私、緑町の当時、この事件があったときは全く認知はしておりませんが、その当時の行政とそして議会と民とが一緒になって事業を計画、実施し、そして決議を取っていただいたところがございますので、そのことに関して私は不服と申しますか異議を唱える

つもりは全くございませんし、それについてまた改めてそのことに対してどうである  
ということは協議したらいいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（太田康文君） ほかに質疑ございませんか。

最後に、15ページ、1目、中学校の学校管理費から、20ページの財産に関する  
調書に係る部分で質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田康文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これより討論を行います。通告がありませんので討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は起立によって行います。

認定第1号、令和元年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の  
認定についてを原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（太田康文君） 起立多数であります。

したがって認定第1号、令和元年度南あわじ市・洲本市小組合一般会計歳入歳出決  
算の認定については、原案のとおり可決されました。

## 日程第6 議案第22号

○議長（太田康文君） 日程第6、議案第22号 令和2年度南あわじ市・洲本市小中  
学校組合一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（仲山和史君） ただいま上程いただきました、議案第22号 令和2年度  
南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申  
上げます。

1 ページをお開きください。第 1 条で歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8 5 万 7, 0 0 0 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4, 8 4 8 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして 4 ページをお願いいたします。まず歳入ですが、1 款、分担金及び負担金、1 項、分担金、1 目、分担金で、6 4 5 万 8, 0 0 0 円を減額しております。これにつきましては、南あわじ市と洲本市の総務費、小学校費、中学校費に係る分担金をそれぞれ精査した結果、南あわじ市で 5 2 6 万 1, 0 0 0 円の減、洲本市で 1 1 9 万 7, 0 0 0 円の減となる合計額でございます。

6 款、繰越金、1 項、繰越金、1 目、繰越金で、7 3 1 万 5, 0 0 0 円を増額しております。これにつきましては、令和元年度決算における収入合計、1 億 3, 8 6 5 万 7, 3 5 8 円から支出合計 1 億 3, 1 3 4 万 8 5 1 円を差し引き、さらに補正前の額 1, 0 0 0 円を差し引いた額でございます。

5 ページを御覧ください。3 款、教育費、2 項、小学校費、1 目、学校管理費で、8 5 万円増額しております。これにつきましては、老朽化が進む広田小学校屋内運動場の外壁を改修するための実施設計費でございます。

4 款、公債費、1 項、公債費、2 目、利子で、7, 0 0 0 円増額しています。これにつきましては、起債借り入れに係る利子の精査による増でございます。

以上、簡単ではございますが議案第 2 2 号、令和 2 年度の南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第 3 号）についての提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議のうえ、適切なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（太田康文君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑は歳入歳出合わせて全般で行います。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（太田康文君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。通告がありませんので討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は起立によって行います。

議案第22号、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（太田康文君） 起立多数であります。

したがって、議案第22号 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

令和2年第4回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を閉会します。

### 副管理者挨拶

○議長（太田康文君） 副管理者、竹内通弘洲本市長より挨拶がございます。

副管理者。

○副管理者（竹内通弘君） 本日、令和2年第4回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本日御提案申し上げました案件につきましては、令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和2年度一般会計補正予算等でしたが、議員各位の慎重なる御審議と適切妥当な御決定をいただき、ここに無事議了し閉会できますこと、厚くお礼申し上げます。

昨年12月に文部科学省がGIGAスクール構想を打ち出し、今年4月には新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、児童生徒に対する1人1台端末の早期実現化が加速しております。本組合におきましても、タブレットの導入及びそれ

に伴う機器等、周辺環境整備を進めているところであり、子供たち一人一人の個性に合わせた教育の実現及び教職員の働き方改革の推進に向けて今後も取り組んでいきたいと思っております。

本年も残すところ、あと2カ月足らずとなりました。時節柄何かとお忙しくなると存じますが、健康に御留意され、ますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げます。

以上で閉会の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

### 議長挨拶

○議長（太田康文君） 閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

本定例会では令和元年度一般会計歳入歳出決算の認定、令和2年度一般会計補正予算等について審議をお願いいたしました。いずれの議案に対しましても終始熱心に審議を賜り、全て議了いたしましたことに対し敬意と感謝を申し上げます。

先月は議会視察ということで広田中学校を訪問させていただき、廣地校長、坂東教頭より学校概要等について説明いただいたあと、ICTを活用した授業の視察及び給食の試食をさせていただきました。

小中学校組合の議会として実際の学校現場を拝見できたことは非常に有意義でありました。子供たちが今後も豊かで実りある学校生活を送れるよう、将来を見据えた学校及び組合運営を執行されますよう御要望いたします。

朝夕の寒さに冬の到来を感じるようになってまいりました。今年もあと残すところ2カ月足らずとなり、何かとお忙しいとは存じますが、議員各位をはじめ、執行部の皆様には御自愛されまして、ますますの活躍を心からお祈り申し上げ、閉会の御挨拶と代えさせていただきます。

本日はありがとうございました。

午前 11時33分 閉会